

## 年休裁判(東京)判決の 大きな二つの内容!!

- ①恒常的な要員不足である！
- ②5日前の年休（勤務）発表は合理的期間内ではない！

### ①に関して・・・

会社はこの間、組合との協議の場で「要員需給について明らかに要員不足である」との組合側からの指摘に対して、常日頃から「適正に配置している」とオウム返しに答えてきていました。しかし、3月27日の年休裁判（東京）判決により、これまで言い続けてきたことが覆されることになりました。

原告が訴え続けた、年休が発給されない原因は、「恒常的な要員不足である」ことが、この裁判を通して証明されました。

### ②に関して・・・

判決では、「日別勤務指定表の発表まで時季変更権の行使（年休を発給するか、しないかの判断）をしないという取り扱いが当然に許容されるということにはならない」と、会社がこれまで当たり前のように行ってきた「勤務日5日前の年休確定」に対して被告（会社）の主張を認めない判断をしました。

### 会社が、これまで言い続けてきた言い訳とは？

- 1、「需要が急激に高まることが予想される場合に臨時列車を手配する必要性がある」と主張。具体的な前提事実として、「前月25日の勤務指定表の発表から5日前の日別勤務指定表の発表までに手配した臨時列車の合計が2年間（裁判の対象期間）で704本、追加で必要となった乗務員の合計が590名である」
- 2、「乗務員が私傷病等の理由により突発的に乗務が出来なくなる可能性がある」

以上を理由に日別勤務指定表発表による5日前でないと年休か勤務かわからないことを口実にしてきました。

会社の主張に対して裁判所が判断した具体的内容とは！？

## 次号をご期待下さい！！